

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が、平成23年6月28日付けで提起した生活保護法に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 処分庁が、平成23年6月10日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年6月7日付け及び同月10日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下それぞれ「本件変更決定1」

及び「本件変更決定2」という。)の取り消し、必要経費月額上限を4万円にすることを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

生活保護受給者の自立を助長する目的から災害援護資金貸付等の償還金は、その受給者の必要経費として認められている。ただ、認められない場合がある。受給者が無収入の場合である。ならば、受給者の収入と借入額に応じて必要経費上限額は算出決定されるべきであると法解釈するのが妥当であり、限度額が明記されていない理由である。処分庁が請求人に対して決定した必要経費上限1000円は、金利にも満たず、明らかに不当である。法の趣旨を正しく理解しておらず、感情論によって決定したものと云わざるを得ない。

請求人の■■■■災害援護資金借入額は200万円である。もし民間の金融機関でその借り入れを行えば60回払いで返済月額が4万円であるから、それに準じて請求人の場合は必要経費上限額は4万円と算出決定されるのが相当である。請求人には月額収入が8万円ある。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成23年6月7日付け及び10日付けで処分庁は請求人に対しそれぞれ同年5月分として本件変更決定1及び同年6月分として本件変更決定2を行ったが、各決定において■■■■災害援護資金貸付の償還金1,000円を必要経費として請求人の収入から控除したこと。
- (2) 平成23年6月28日付けで審査請求書とともに請求人が審査庁に提出した添付書類によると、■■■■災害援護資金貸付償還金の納入通知書兼領収書として2通あり、領収日付および金額がそれぞれ「平成23年6月2日、37,000円」及び「平成23年6月22日、10,000円」である旨の内容が認められること。
- (3) 平成23年7月28日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成23年5月12日 請求人来所。生活保護開始の説明。請求人より災害援護資金返還の相談があったので、市〇〇市の担当部署に支払猶予の相談をするよう保護適用証明交付。

イ 平成23年5月25日 請求人来所。給与明細・災害援護資金の口座振替通知等提出。請求人より償還金の増額について相談を受けるが増額分を必要経費として認定するのは難しいと説明。

ウ 平成23年6月6日 市〇〇市に連絡。市〇〇市は償還額の増額を求めている。連帯保証人に連絡を取ったり、償還を求めていることはない。H17～無利子であることを確認。

エ 平成23年6月8日 所内ケース診断会議開催。

オ 事実上の争点は、就労収入の必要経費の認定額にある。災害援護資金の返還の増額を必要経費として認定するかにあるけれども、処分庁の認定は、償還金の控除については、真に必要なやむを得ないものに限ると判断し、必要な最小限度額としての控除は、生活保護開始前から償還している1,000円についてのみ認めることとした。

(4) 弁明書とともに処分庁が審査庁に提出した証拠書類によると以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成23年6月2日付けケース記録票には、「請求人来所（中略）請求人は生活費をやりくりして残った37,000円を償還に充てたといひ、納付書を提出。」との旨の記載が認められること。

イ 平成23年5月24日付け災害援護資金貸付償還金口座振替予定のお知らせによると、平成23年5月分として「今回振替額1,000円」及び「振替日 平成23年5月31日」との旨の記載が認められること。

ウ 平成23年6月23日付け災害援護資金貸付償還金口座振替予定のお知らせによると、平成23年6月分として「今回振替額1,000円」及び「振替日 平成23年6月30日」との旨の記載が認められること。

(5) 平成23年9月6日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書（以下「反論書」という。）には以下の趣旨の内容が認められること。

ア そもそも請求人から処分庁に対して災害援護資金返還の件で相談したことはない。あったのは「生活保護開始を■■■■市に報告すれば借入金が免除されるのでそうするように。」との指導。（実際は免除の制度は存在しない。）

イ 請求人が、処分庁ではなく■■■■市に「個人の借入金の返済金を必要経費として認定するのは間違いではないか？」と相談したところ、「本来、被保護者に200万円もの借財があれば債務整理等の指導をしますが、あなたの場合は自然災害によって負ったものですから必要経費の認定が受けられます。」との回答を得た。

ウ 請求人は処分庁に対して必要経費の認定額の増額を求めたことはない。1000円では法の存在意義がなくなるのではないか？又、1000円と決定した法的根拠とは何か？を問うたのである。回答はなかった。1000円ずつ返済を続けるよう指導を受けた。

(6) 平成23年10月14日付けで、処分庁が審査庁に提出した再弁明書には、次の趣旨の記載があること。

ア 請求人からの反論書には「■■■■市からは数年前に、請求人の生活水準の向上、安定の成った暁には返済額の増額の指導を受けている。」とあるが、処分庁より平成23年6月6日に■■■■市より償還金の増額は求めている事を確認している。さらに、生活保護受給が生活水準の向上、安定とは言い難いと考えられる。

イ 「必要経費の認定1,000円について、今日まで一切その理由を知らされなかった。」とあるが、保護決定通知書送付時、送付状に償還金1,000円を必要経費として控除を明記している。また平成23年6月6日請求人が来庁時に処分庁より決定の説明を行っている。

ウ 災害援護資金償還の利子については、請求人の記述どおりH18～無利子である。（前回弁明書記載誤り）

エ 事実上の争点は、災害援護資金の償還金を勤労収入の必要経費としてみならずかどうかにあるけれども、処分庁の認定は、償還金の控除については、真に必要なやむを得ないものに限ると判断し、必要な最少限度としての控除は、生活保護開始前から償還している1,000円についてのみ認めることとした。

(7) 平成23年11月13日付けで、請求人が審査庁に提出した再反論書には以下の趣旨の内容が認められること。

ア 生活保護受給が生活水準の向上、安定とは言い難いとあるがその通りである。

しかし、疾病により満足に仕事もできず、他に生業を持たぬ被保護者にとって生活保護制度は安定なのである。安心という言葉ならば理解を得るだろうか。

請求人は30年間、料理人として生業を得てきた。他の術を持たない。その間、震災をはじめ幾多の困難を乗り越えてきたが、頸椎ヘルニアによる左腕の機能の損失は絶望でしかなかった。よって、日々の不安や保護を受ける罪悪感を抱えながらも、4月の生活保護受給開始に自立の道を見出し、借財を減らすべく5月より償還額を増額したことにはいかなる不当性もない。そしてそれは法に則って必要経費として認められるべき性格のものである。

イ 「だっておかしいでしょう？今まで1000円づつ払っていたのに保護を受けたとたんに返済額をあげるなんておかしいでしょう？今まで通り1000円づつでいっといて」との処分庁職員の発言が必要経費の認定1000円の説明であろうか。請求人が求めたのは「その法的根拠を書面にしたもの」である。そしてそれは「会議で決まったことですから」と拒否されたのである。

ウ 処分庁の主張の根幹をなす「従前の償還額が保護受給開始後の認定額」の理論には問題がある。

2 判断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「以下「局長通知」という。」）第8-4-(3)には、貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行われることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護等費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備、給排水設備又は冷暖房設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定することと定めており、次に掲げるものとして、国若しくは、地方公共団体により行われるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったものを挙げている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第8の40）の答において被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとして、被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費を挙げている。
- (4) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(4)までの認定事実のとおり、処分庁は請求人の収入における必要経費の控除について、生活保護開始前から■■■■災害援護資金貸付に関して償還している1,000円についてのみ認める本件変更決定1及び2を行ったことが認められる。

(5) 本件変更決定1及び2において、控除すべき必要経費を保護開始前から償還している1,000円としたことについて、処分庁は償還金の控除については真に必要やむを得ないものに限ると判断した旨主張するが、前記第2の1の(2)並びに(4)のア及びウの認定事実のとおり請求人は平成23年6月に追加して47,000円を償還していることから本件変更決定2については前記(2)及び(3)に照らすとその理由に妥当性がなく調査検討が不十分な瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。

なお、本件変更決定1については前記第2の1の(4)のイの認定事実のとおり同年5月に実際に償還された1,000円を控除しており請求人の主張は認められない。

(6) また、必要経費月額上限を4万円にすることを求める請求については、本裁判に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年9月6日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消

しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

